

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

給料表について、現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 扶養手当について

子に係る手当の月額（扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第9条第4項の規定により加算される前の額。以下同じ。）を1人につき7,000円とすること。

(3) 初任給調整手当について

医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を308,000円とすること。

(4) 期末手当・勤勉手当について

ア 平成28年度の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあっては、0.425月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年度以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 扶養手当の見直し関係

(1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額を1人につき10,000円とすること。

(2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

(3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。

(4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のAについては平成28年12月1日から、1の(4)のイ及び2については平成29年4月1日

から実施すること。

(2) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあつては10,000円とし、子以外の扶養親族にあつては9,000円とする」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

イ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(1)中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

ウ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。